

延岡デジタルクロス協議会会則

(名称)

第1条 この会は、延岡デジタルクロス協議会(以下「協議会」という。)と称する。通称名は「デジクロ」とする。

(目的)

第2条 本協議会は、当コミュニティは地域の資源をネットワーク化し、デジタル思考とハートフルコミュニケーションをもって、「共創・協業」しながら地域課題を解決することで延岡を魅力的な街とすることを目的とする。

(活動内容)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するために次の主要な活動を行う。具体的活動は、別途、活動計画書により定める。

- (1) IT 等人財育成・確保に関すること
- (2) IT よろず相談プラットフォームの構築・始動に関すること
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本協議会の会員は、次の会員で構成する。

- (1) 一般会員
協議会の活動の目的に賛同し、協議会の運営に携わることを目的に入会した企業及び団体並びに個人事業者及び個人
- (2) 賛助会員
協議会の活動の目的に賛同し、協議会からの一定の情報提供・サービスの提供を受け、活動の協力を行う、企業及び団体並びに個人事業者及び個人
- (3) 特別会員
協議会の活動の目的に賛同し、アドバイザーとして参画する行政及び関連団体等

(役員)

第5条 本協議会に次の役員と役員会を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 複数名
- (3) 委員長 複数名
- (4) 監事 2名以内

(役員等の選任)

第6条 会長は、総会において一般会員の中から選任する。

2 副会長、委員長及び監事は、一般会員の中から会長が指名する。

3 会長の選任方法は別に定める。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは会長の職務を代行する。

3 委員長は、委員会を運営する。

4 監事は、役員職務の執行を監査する。ただし、役員会における議決権を有しない。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない

2 役員は、会長に報告の上、自己の都合により辞任することができる。

3 役員に欠員が生じた場合、第6条の規定に基づき選任し、その任期は前任者の在任期間とする。

(総会)

第9条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、年1回の通常総会を開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

3 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。

4 総会は、会員の過半数(委任状も含む)の出席により成立し、議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会決議事項)

第10条 総会は次の事項を決議する。

(1) 事業計画及び予算の決定

(2) 事業報告及び収支決算の承認

(3) 会則の変更

(4) 会長の選任

(5) その他 協議会の運営に関する重要事項

(役員会)

第11条 協議会に役員をおく。

2 役員会は、会長、副会長、委員長及び監事をもって構成する。

3 役員会は、第3条に定める活動に関する企画・立案を行うとともに、次の事項を決する。

(1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事

(委員会)

第12条 第3条に定める活動を行うため、必要に応じて委員会を置くことができる。

- 2 委員長は、総会において、委員会の活動について報告しなければならない
- 3 このほか、委員会の構成、設置及び運営に関して必要な事項は、役員会で定める。

(会費)

第13条 協議会の運営及び活動に要する費用として、基本は会員が納入する会費をもって充てる。

- 2 会員の会費は別表に定めるとおりとする。

(入退会)

第14条 協議会への入会、または協議会からの脱会を希望するものは、事務局へ入会届（脱会届）を提出するものとする。提出された入会届(脱会届)については、役員会の承認をもって入会(退会)とする。ただし、個人事業者及び個人の会員は、会員の紹介がなければ、入会を承認しないこととする。

(入会資格)

第15条 協議会への入会にあたり、以下の条件を満たすものを入会対象とする。

(1) 一般会員

- ・延岡市内に本社または事業所を有する企業・団体・個人事業者
- ・延岡市に住民票を有する個人

(2) 賛助会員

- ・地域を問わず、協議会の目的に賛同し、活動に協力する意思を有する企業・団体・個人事業者・個人

(事業年度)

第16条 協議会の事業年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日をもって終了する。

(事務局)

第17条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長1名とその他の職員を置くことができる。
- 3 事務局長及びその他の職員は、役員会の決議を経て会長が任命する。

(個人情報の取り扱い)

第18条 協議会の活動において、個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律等法令の定める取り扱いに準拠して取り扱うものとする。

(その他)

第19条 このほか、この会則に定めがない事項は、役員会の協議を経て別途決定する。

附則

(施行期日)

1 この会則は、令和5年10月10日から施行する。

(別表) 会費一口5000円とする。

区分	会費(年間)
一般会員	2口以上(法人)
	1口以上(個人)
賛助会員	1口以上